

令和 2 年度 第 4 回群馬支部評議会 概要報告（速報）

| | |
|----------------------------|--|
| 開 催 日 | 令和 3 年 1 月 15 日 金曜日 14 時～ |
| 開 催 場 所 | オンライン開催 |
| 出 席 者 | 木村評議員、小暮評議員、齋藤評議員、坂西評議員、坂庭評議員、坂本評議員、田子評議員、細野評議員、山田評議員（五十音順） |
| 議 題 | 1. 令和 3 年度 保険料率について 2. 令和 3 年度 群馬支部事業計画（案）について |
| 議 事 概 要 （主な意見等） | <p>○議題 1 令和 3 年度 保険料率について ■資料 1 令和 3 年度 保険料率について</p> <p>〔学識経験者〕 保険料率が 9.66%に引き下げになるのはよいことである。異論はない。今回、保険料率の引き下げの一番の要因はどんなところにあるのか。</p> <p>〔事務局〕 なんとといっても、第 1 号保険料率が低いことが一番の要因。これは、群馬支部の加入者の医療費が少ないことによる。また、精算分のところにあるように、令和元年度の医療費が保険料率算定時の見込みより少なかったため、戻りがあることも要因になっている。</p> <p>〔学識経験者〕 第 1 号保険料率の医療費を見込みより使っていないというのは、新型コロナによる受診控えの影響は特になかったということでもよろしいか。また、来年度以降も同様の医療費の低い傾向が続くと考えられるのか。 保険料率については評議会でも意見が尽くされており、9.66%への引き下げについても異論はない。</p> <p>〔事務局〕 令和元年度は、新型コロナの影響は少ない。今後も医療費が低い傾向が続くことが望ましいが、健診の受診や特定保健指導の利用等により健康度を上げていくことが大切。ここをしっかりと取り組んでいかないと、第 1 号保険料率が上昇していく可能性がある。</p> |

〔事業主代表〕

保険料率が 9.66%に引き下げとなることに異論はない。群馬支部の保険料率は全国的に見ても低い水準にあるので、引き続きこの傾向が維持、向上するように努力していただきたい。

〔学識経験者〕

新型コロナに感染した場合は傷病手当金の支給対象となるのか。対象となる場合、今までの申請件数はどのくらいあり、財政面へはどの影響を与えるのか。

〔事務局〕

傷病手当金の支給対象となりえる。群馬支部では、4月頃から新型コロナに関する傷病手当金の受付が見られるようになり、多い時には週に10～20件くらいの受付件数があった。現在も週に2、3件の受付がある。財政面への影響については、本部からの情報がないためお伝えできないが、全国の支給状況を本部でとりまとめ厚生労働省へ報告しているので、今後、情報が支部に示されると考えている。

〔被保険者代表〕

保険料率 9.66%への引き下げの大きな要因は、第1号保険料率の部分の精算によるということだが、この精算分はどうすると発生するのか。

また、保険料率が 9.77%から 9.66%に引き下げとなるのは被保険者として嬉しいことなので、引き続きこの数字を維持できるようお願いしたい。

〔事務局〕

令和元年度の保険料率を算定する際に見込んだ医療給付費と、実際にかかった医療給付費との差が精算分となる仕組みになっている。

〔学識経験者（議長）〕

保険料率の変更については、支部評議会として特段の異論はないとまとめられる。これに群馬支部の状況等も踏まえ、支部長意見の申出を進めていただきたい。

○議題 2 令和3年度 群馬支部事業計画（案）について

■資料 2 令和3年度 群馬支部事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）

〔学識経験者〕

2点質問したい。1点目は資料7ページの(3)「重症化予防対策の推進」で、令

和3年度の「未治療者受診勧奨」に係る予算が令和2年度に比べ増額しているが、民間事業者を活用する理由があれば教えていただきたい。

2点目は資料5ページの「GISを活用した被扶養者に対する特定健診の受診勧奨」についても倍近く増額しているが、前年度効果が得られたことによるのか等、増額の経緯をお聞かせいただきたい。

〔事務局〕

まず、1点目の重症化予防について、群馬支部は今まで、自支部職員による勧奨で効果が上がっていたが、現在は伸び悩んでいる状況であり、他支部で効果が上がっている民間事業者の活用を進めている。民間事業者への委託については、今年度3カ月実施するものを来年度は12カ月、4倍の期間実施するため予算が増額となっている。

また、2点目のGISを活用した受診勧奨については、従来の勧奨業務に加え、来年度は新たに実施結果の効果検証のため、経年的な受診状況等の分析を委託内容に加えるため予算が増額となる。

〔学識経験者〕

資料9ページにある「調査研究の推進等」や10ページの「広報の推進」について、「中之条研究」や「草津町研究」といった地元の研究データを使用した広報を提案したい。このような地元の研究データを用いて健康増進に関する広報を実施することが、分かりやすくよいのではないかと考える。

〔被保険者代表〕

資料3ページの令和2年度にある「協会けんぽが独自に実施している医療機関におけるオンライン資格確認業務」の利用率はどの程度進んでいたのか。また、来年度はどのような動きになるのか。

〔事務局〕

今年度の利用率は、現状70%を少し切るような状況。今年の3月からマイナンバーによるオンライン資格確認が実施されることにより、協会けんぽ独自のオンライン資格確認事業については令和3年2月をもって終了となる。

〔学識経験者〕

マイナンバーカードの普及が進めば、資格確認等の協会けんぽの事業もスムーズに進むようになると思うが、現状ではマイナンバーカードの普及促進がさらに期待できるような環境が整っていない。協会けんぽでは、普及促進についてどのように進めていくのか教えていただきたい。

また、健康宣言事業所の拡大に関しては、事業所への依頼だけではなく、メリットを強調しPRしていくことが事業推進につながると考える。

[事務局]

マイナンバーカードの普及率や、医療機関・薬局に設置するカードリーダーの導入率についても、現在は低調な状況であることは否めない。協会けんぽだけではなく、国が一体となって広報を進めることで少しずつ普及していくものと考えられる。

今後、マイナンバーカードを保険証利用することにより、高齢受給者証を持つ必要がなくなる予定となっている。また、限度額適用認定証の申請も不要となる予定となっている。国がマイナンバーカードの付加価値を増やし、国と保険者で広報に努めることで普及していくと考えている。

健康宣言事業については、宣言事業所に対し、健康セミナーを開催する際に講師を無料で派遣する事業や、活動量計を無料で貸し出す事業を実施している。そのほか、主に加入者を対象として提携金融機関での金利優遇が受けられる直接的なメリットも用意している。

また、従業員が健康で元気に働けるということは、会社の生産性向上につながると考える。さらに、健康経営による会社のイメージ向上、それによる採用活動への好影響、メディアへの露出増加、利益率の向上等のデータが経済産業省等から少しずつ出てきているので、そうしたデータを示しながら、メリットを感じてもらえるよう事業を進めていきたい。

特記事項

オンライン開催